



The Fax NEWS H23.12.8

自民党「公務員給与引き下げ法案」提出

人事院勧告に加えて、さらに給与を引き下げ、
合計 7.8%の公務員給与引き下げを実現します。

私たち自民党は、12月7日、公明党と共同で「国家公務員給与法案」を提出しました。

自民党案		民主党案
実施する（平均▲0.23%） 〔本俸の引下げ、退職金の引下げ、 官民格差の是正を図る〕	人事院勧告	実施しない→憲法違反（人事院の廃止が目的） 〔本俸の引下げなし、退職金の引下げなし、 官民格差の拡大〕
▲7.8%（人勧の0.23%含む） 復興財源（平成25年度まで）	引き下げ幅	▲7.8% 復興財源（平成25年度まで） 代償措置として、国家公務員労働組合に団体交渉権を付与 連合系組合と「密約」※
地方公務員にも同様の引き下げを要請する。	地方公務員	地方公務員には要請しない。 （自治労・日教組などの連合系組合のため）

民主党の給与引き下げ法案は、人事院勧告を無視し、その見返りとして公務員の労働組合に団体交渉権を付与しようとするものです。また、人事院勧告を行わないため、3年後には、現在の引き下げ前の給与水準に戻るようになります。この裏には、労働組合との「密約」があると言われています。団体交渉により公務員の給与が決まるようなことになれば、公務員人件費の削減が困難になることは明らかです。

平成23年人事院勧告についての談話（抜粋） 2011年9月30日 日本労働組合総連合会

政府は、（1）国家公務員制度改革関連四法案（団体交渉権等付与）と国家公務員給与を減額する臨時特例法案等の扱いは、一体不可分であることが労使合意の前提であることから、その実現を図る、（2）消防職員に団結権を付与、（3）「人件費引き下げについては合意通り地方公務員には波及させない」ことを不退転の決意を持って履行すべきである。

連合は、その成立を図るよう求めていく。

（連合ホームページより）

自民党、公明党、民主党の3党政調会長協議で、民主党の政調会長は「人事院勧告はやらねばならない」と述べましたが、その後の実務者協議では、労働組合出身の民主党議員がかたくなな態度を取り続け、このままいけば、人事院勧告による引き下げもできず、さらなる国家公務員給与の削減もできないという最悪の状況となってしまいます。

民主党は、平成25年度までに「国家公務員の総人件費20%削減」を公約していたはず。これ以上、民主党はかたくなな態度をとり続けることは許されません。

※人事院勧告とは

人事院が毎年、民間企業の賃金水準の調査等を行い、国家公務員の給与、賞与等について差を埋めるよう国会及び内閣に対して行う勧告。国家公務員は、団体交渉権が制約されているため、その代償処置として人事院が置かれている。対象は国家公務員だが、地方公務員の給与改定の指針になる。

国民目線の自民党 VS 労働組合主導の民主党